

令和2年度 文教委員会資料①

【議案第108号】

川崎市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

資料

新旧対照表

市 民 文 化 局

(令和2年8月28日)

川崎市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市違法駐車等の防止に関する条例 平成5年3月26日条例第6号 (用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 自動車等 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。</p> <p>(2) 違法駐車等 法第44条第1項、第45条第1項若しくは第2項、第47条第2項若しくは第3項、第48条、第49条の3第3項若しくは第49条の4の規定に違反して自動車等を駐車する行為又は自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)第11条第1項若しくは第2項の規定に違反する行為をいう。</p> <p>(3) 駐車施設 自動車等の駐車のための施設(法第45条の2第1項の道路標識等により駐車をすることができることとされた道路の部分及び法第49条第1項に規定する時間制限駐車区間又は法第49条の2の規定による指定に係る道路標識等により示された道路の部分を含む。)をいう。</p> <p><u>附 則</u> この条例は、<u>道路交通法の一部を改正する法律(令和2年法律第42号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。</u></p>	<p>○川崎市違法駐車等の防止に関する条例 平成5年3月26日条例第6号 (用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 自動車等 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。</p> <p>(2) 違法駐車等 法第44条、第45条第1項若しくは第2項、第47条第2項若しくは第3項、第48条、第49条の3第3項若しくは第49条の4の規定に違反して自動車等を駐車する行為又は自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)第11条第1項若しくは第2項の規定に違反する行為をいう。</p> <p>(3) 駐車施設 自動車等の駐車のための施設(法第45条の2第1項の道路標識等により駐車をすることができることとされた道路の部分及び法第49条第1項に規定する時間制限駐車区間又は法第49条の2の規定による指定に係る道路標識等により示された道路の部分を含む。)をいう。</p>